

戸籍法等の改正に関する要綱案のたたき台

(前注) 本部会資料では、要綱案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。また、部会資料8又は9における提案からの変更点に下線を付した。

第1 氏名の振り仮名（仮称）の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項への追加

① 戸籍法第13条に規定する戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加し、
「氏名の振り仮名」は、氏名に用いられる文字の読み方を示す文字をいうものとする。

② 戸籍法第13条に次のような規定を設ける。

氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は法務省令で定める。

(注) 法務省令で定めるものは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののが、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。

(補足説明)

1 用語について（本文①の規律）

(1) これまでの議論

部会資料8において、民事執行規則第31条の2第1項第1号イの例を参考に「氏名の振り仮名」という用語を用いることを提案したところ、「振り仮名」については、漢字の脇に添える、ルビ、付隨的というニュアンスを含むのではないかといった指摘や、「読み仮名」又は「読み方」の方が適切ではないかとの意見があったことから、部会資料9においては、「氏名の読み仮名（仮称）」としていた。

(2) 各種国語辞典における記載

ア 振り仮名

- ・「漢字の傍にその読み方を示すためにつける仮名。傍訓。」（広辞苑第七版）
- ・「漢字の傍らに、その読み方を示すために書きそえる仮名。ルビ。」（大辞林第四版）
- ・「漢字の読み方を示すため、そのわきにつけるかな。ルビ。傍訓。」（学研現代新国語辞典改訂第六版）

- ・「漢字のわきにつけるよみがな。活字印刷でのルビ。」（新選国語辞典第十版ワイド版）

- ・「漢字のわきについて、その読み方を示す仮名。ルビ。」（明鏡国語辞典第三版）

イ 読み仮名

- ・「漢字の読み方を示す仮名。」（広辞苑第七版）

- ・「漢字の読み方を示す仮名。振り仮名。」（大辞林第四版）

- ・掲載なし（学研現代新国語辞典改訂第六版）

- ・「漢字の読み方をしめすために、わきにつける仮名。振り仮名。ルビ。」（新選国語辞典第十版ワイド版）

- ・「読み方を示すために漢字のわきに添える仮名。振り仮名。ルビ。」（明鏡国語辞典第三版）

ウ 読み方

- ・「①文字を読む方法。よみよう。②国語教育の一分野。文章の内容を理解する方法。読解の方法。また、もと小学校の国語科の一領域」（広辞苑第七版）

- ・「①文字、特に漢字を読む方法。②文章を声を出して読む方法。③文章を読んで内容を理解すること。読み取ること。また、その方法。④書き方・綴り方と並ぶ、国語教育の一分野。文章を読み、内容の理解や鑑賞を目的とする。」（大辞林第四版）

- ・「①文字の発音の方法。また、文章を読み上げる方法。読みよう。②文章を読んで内容を理解する・こと（方法）。③旧制の小学校の教科目の一つ。文章の読解と発表とを学ぶ。」（学研現代新国語辞典改訂第六版）

- ・「①文字を音声に変換する手順。特に、漢字に音声を当てる方法。②文章を声を出して読んだり内容を理解したりする方法・態度。③読むこと。国語教育の基本となる、読む・書く・話す・聞くの四つの言語活動の一つ。」（新選国語辞典第十版ワイド版）

- ・「①文字を読むときの発音の仕方。②文章を声を出して読む方法。③文章などを読んで内容を理解すること。また、その方法。④もと、小学校の国語教育の一分野。書き方・綴り方と並ぶもので、文章の読解と作品の鑑賞を目的とした。」（明鏡国語辞典第三版）

(3) 各種行政手続における届書・申請書等の記載

ア 「フリガナ」又は「ふりがな」が使用されている例

- ・住民異動届（住民基本台帳事務処理要領に記載）

- ・運転免許証記載事項変更届（警視庁ホームページに掲載）

- ・確定申告書（国税庁ホームページに掲載）

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（国税庁ホームページに掲載）

- ・寄付金税額控除に係る申告特例申請書（ふるさと納税ワンストップ特例申請書）（総務省ホームページに掲載）

- ・国民年金被保険者関係届書（申出書）等（日本年金機構ホームページに掲載）
 - ・新型コロナワクチン接種の予診票（厚生労働省ホームページに掲載）
 - ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書（地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイトに掲載）
 - ・健康保険出産手当金支給申請書（全国健康保険協会ホームページに掲載）
- イ 「ヨミガナ」又は「よみがな」が使用されている例
不見当。
- ウ 「ヨミカタ」又は「よみかた」が使用されている例
- ・一般旅券発給申請書（外務省ホームページに掲載されているダウンロード申請書簡易マニュアルに記載）
 - ・戸籍の届書

(4) 検討

ア 上記(2)のとおり、「振り仮名」と「読み仮名」については、国語辞典に掲載されている意味内容に大きな差異はなく、「読み方」については複数の意味を有するものであるといえる。

加えて、上記(3)のとおり、複数の行政手続における届書・申請書等において、「フリガナ」又は「ふりがな」が使用されていることを考慮すると、「振り仮名」という用語は広く一般に使用されているものであると考えられることから、本文において、「氏名の振り仮名」という用語を用いることを提案している。

なお、「振り仮名」には、そばにつける、脇につけるというニュアンスが含まれるところ、届書・申請書等の様式には、氏名欄のすぐ上に「フリガナ」又は「ふりがな」欄が設けられていることが多いことから（戸籍の届書においても、氏名欄のすぐ上に「よみかた」欄が設けられている。）、実情と整合するものであると考えられる。

イ 上記(2)のとおり、「振り仮名」は、漢字の読み方を示すものとされているところ、氏名については、その全部又は一部が平仮名又は片仮名で表記される者もあり（氏については帰化した者が想定される。）、「氏名」は、必ずしも漢字ではない。そこで、氏又は名の全部又は一部が平从名又は片从名で表記される場合における当該氏名の読み方を含むものであることを明らかにするため、「氏名の振り仮名」は、氏名に用いられる文字の読み方を示す文字をいうものとすることを提案している。

2 氏名の振り仮名に用いる仮名及び記号の範囲（本文②の規律）

部会資料8においては、「氏名の振り仮名に用いる文字及び記号の種類」としていたが、当該「文字」としては片从名を想定していることから、「仮名」とすることとし、また、戸籍法第50条第2項において、「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。」と規定されていることから、これを参考に、「種類」

に代えて「範囲」とすることを提案している。

そのほか、規定の内容を明らかにするため、一部表現を変更するとともに、(注)として、法務省令で定める内容を記載することとした。

2 氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性

氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による。

【乙案】戸籍法に次のような規定を設ける。

氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないものとする。

(補足説明)

1 アンケート結果について

(1) 概要

いわゆる名乗り訓を利用する読み方や、本来的な音訓又は熟字訓の一部を利用する読み方については、認めた方がよい（どちらかといえば認めた方がよいを含む。）との意見が比較的多かった。

他方で、漢字の意味と外来語・外国語の意味や発音とを関連付ける読み方、漢字の意味や読み方から連想されるイメージに基づく読み方については、一部を除き、認めない方がよい（どちらかといえば認めない方がよいを含む。）との意見が比較的多かった。

漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、漢字の意味や読み方からは連想することができない読み方、人の名前としてふさわしくないもの、キャラクターの名前を読み方として記載するものについては、いずれも認めない方がよい（どちらかといえば認めない方がよいを含む。）との意見が多かった。

(2) 4つの案と支持率

ア どのような読み方であっても、制限することなく認める案

賛成（どちらかといえば賛成を含む。） 17.6%

どちらともいえない 35.4%

反対（どちらかといえば反対を含む。） 47.0%

イ 権利の濫用や公序良俗に反する（社会に混乱を与える）ものでない限り、幅広く認める案

賛成（どちらかといえば賛成を含む。） 35.7%

どちらともいえない 42.1%

反対（どちらかといえば反対を含む。） 22.2%

ウ 慣用によるものを含め、氏名に用いられる文字に通常用いられる音訓によるもの（名乗り訓や熟字訓等を含め、辞書に記載されている読み方などが該当）であれば認める案

- | | |
|--------------------|-------|
| 賛成（どちらかといえば賛成を含む。） | 51.2% |
| どちらともいえない | 40.4% |
| 反対（どちらかといえば反対を含む。） | 8.4% |

エ 漢字の本的な音訓によるものに限って認める案（名乗り訓や熟字訓等も認めない案）

- | | |
|--------------------|-------|
| 賛成（どちらかといえば賛成を含む。） | 27.8% |
| どちらともいえない | 51.2% |
| 反対（どちらかといえば反対を含む。） | 21.0% |

(3) 規制の対象とすべきもの

仮に規制を設けるとした場合に規制の対象になると思うものとして、割合が比較的多かったものは、以下のとおり。

- ・反社会的な名前を読み方にするなど、人の名前としてふさわしくないもの 72.3%
- ・差別的であったり、卑わいであったりするなど、音で表した場合に一般的に著しい不快感を引きおこすもの 68.5%
- ・人の名前としては違和感のあるキャラクターの名前を読み方として記載するもの 56.1%
- ・漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方 46.9%
- ・別人と誤解されるおそれのある読み方 45.4%

2 氏名の振り仮名として認められる範囲

上記1のとおり、①漢字の意味と外来語・外国語の意味や発音とを関連付ける読み方及び②漢字の意味や読み方から連想されるイメージに基づく読み方については、一部を除き、認めない方がよい（どちらかといえば認めない方がよいを含む。）との意見が比較的多かったところ、こうした読み方について、どのように考えるか。

3 本文【乙案】について

氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性に関する規律を設けるとした場合として、【乙案】を提案している。

部会資料8では、【乙案】として、「氏名の振り仮名は、氏名に用いられる文字に通常用いられる音訓によらなければならない。」という規律を提案していたところ、「音訓」が多義性のある概念である上、熟字訓の一部を利用する読み方が含まれにくく、「通常」という表現も狭すぎる印象を与えることから、【乙案】のとおり、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」ものとすることを提案している。なお、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている」読み方とは、氏名として用いられる文

字の読み方として、社会において受容され、慣用されている読み方を意味するものであり、常用漢字表又はその付表に掲載されているか、主要な辞書に掲載されている読み方に基づくものか等を踏まえて判断されることを想定している。

【乙案】は、戸籍事務における基準として、基本的な指針を示したにとどまるといわざるを得ず、今後、法制的な観点から更なる検討が必要ではあるものの、氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性に関する規律として、より適切な表現はあるか。

4 検討

上記1のアンケート結果のほか、上記2の氏名の振り仮名として認められる範囲や、上記3における【乙案】の表現振り等を踏まえて、【甲案】又は【乙案】のいずれが妥当と考えるか。

第2 氏名の振り仮名の収集に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

① 戸籍の届書の記載事項（戸籍法第29条）に届出事件の本人の「氏名の振り仮名」を追加するとともに、棄児発見調書（戸籍法第57条第2項）の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

② 届書の記載事項の整理

届出人と届出事件の本人が同一である場合にも、戸籍法第29条に規定する戸籍の届書の記載事項として「届出事件の本人の氏名」を明記するものとする。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

経過措置として、次のような規律を設ける。

① 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の振り仮名の届出を、戸籍に記載されている者は名の振り仮名の届出を、それぞれ施行日から1年以内にできるものとする。

② 戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除かれた者を除く。）が施行日から1年以内に限り、氏の振り仮名の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について①の氏の振り仮名の届出がされた場合を除く。）。

③ 新法の施行の際現に戸籍に記載されている者（戸籍の筆頭者を除く。）であって、施行日以後に新戸籍の筆頭に記載されるものは、施行日から1年以内に限り、氏の振り仮名の届出をすることができるものとする（新戸籍に記載される氏について、既に①又は②の氏の振り仮名の届出がされた場合を除く。）。

④ 市町村長は、施行日から1年を経過した日に、氏名の振り仮名を戸籍に記

載するものとする（氏の振り仮名については、①、②又は③の届出がされた場合を除く。名の振り仮名については、①の届出がされた場合を除く。）。

⑤ 戸籍の筆頭者は④により記載された氏の振り仮名について、戸籍に記載された者は④により記載された名の振り仮名について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるものとする。

氏の振り仮名の変更の届出について、戸籍の筆頭者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。

⑥ ⑤により氏の振り仮名の変更の届出をすることができる戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除かれた者を除く。）が氏の振り仮名の変更の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について⑥の氏の振り仮名の変更の届出がされた場合を除く。）。

（補足説明）

1 氏の振り仮名の届出（本文①、③の規律）

（1）戸籍の筆頭者と同籍者の認識が異なる場合の対応

氏の振り仮名に係る届出人は戸籍の筆頭者であることから、筆頭者が単独で届け出た氏の振り仮名が戸籍に記載されることとなるが、届出に係る氏の振り仮名について筆頭者以外の同籍者が使用するものとは異なる場合（例えば、濁点の有無など）も想定される。そこで、国民への周知に当たっては、同籍者と調整した上で氏の振り仮名を届け出ることが望ましい旨、周知することが考えられる。

なお、筆頭者が単独で届け出た氏の振り仮名が戸籍に記載された後の対応としては、①戸籍法第113条に基づく戸籍訂正、又は②氏の振り仮名の変更（第3の1本文①の規律）によることが考えられる。

戸籍法第113条に基づく戸籍訂正については、「戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合」が要件とされ、家庭裁判所の許可を得て申請する必要があるところ、「錯誤」とは、戸籍の記載が事実に合致しないことをいうとされている（青木義人・大森政輔著「全訂戸籍法」460ページ、加藤令造著「戸籍法逐条解説（改訂二版）」531ページ）。例えば、届出に係る氏の振り仮名が筆頭者が実際に使用していたものと異なるような場合には、「錯誤」に該当すると判断される可能性があるものと考えられる。

氏の振り仮名の変更の場合には、後記第3の1本文①の規律によることとなる。

（2）戸籍の筆頭者が除籍されている場合

部会資料9において、戸籍の筆頭者が除籍されている場合には、戸籍法第14条の氏名の記載順序に従い、第二順位として配偶者、第三順位として子

(いざれも当該戸籍から除籍された者を除く。)が届出人となることができるものとすることを提案していたところ（なお、子が複数いる場合には、長幼の順ではなく、最初に届出された氏の振り仮名が戸籍に記載されることになる。）、戸籍の筆頭者が除籍されていない場合であっても、筆頭者による届出が期待できない場合があるのではないかとの指摘があった。

具体的には、戸籍の筆頭者が行方不明である場合、病気で入院中の場合などが考えられるところ、このうち、「届出人が疾病その他の事故によって出頭することができないとき」に該当する場合には、戸籍法第37条第3項に基づき、代理人による口頭の届出をすることが可能である（この場合、委任者である届出人本人の委任状を要する。）。

なお、子については、分籍（戸籍法第100条）等により新戸籍が編製される場合には、本文③の規律により、氏の振り仮名の届出をすることが可能となる。また、職権記載された氏の振り仮名の変更については、氏の変更（戸籍法第107条第1項）と同様に、戸籍の筆頭者と配偶者が共同で届出をする必要があるものの、氏の変更においては、いざれか一方が所在不明・意思能力の欠缺等により表意不能のときは他方のみで足りると解されており（前掲「全訂戸籍法」441～442ページ）、戸籍の筆頭者と配偶者による共同の届出を要する転籍届について、一方がその意思を表示することができないときは、他の一方だけで届出をすると解されていることから（昭和23年2月20日付民事甲第87号民事局長回答）、職権記載された氏の振り仮名の変更についても同様であると考えられる。

（3）戸籍の筆頭者が未成年者又は成年被後見人である場合

氏名の振り仮名の届は報告的届出であるところ、戸籍の筆頭者が未成年者又は成年被後見人であるときは、戸籍法第31条の趣旨に照らし、その親権者（未成年後見人を含む。）又は成年後見人が届出をすることができるものとしつつ、未成年者又は成年被後見人による届出を妨げないとすることが考えられる。

2 職権により戸籍に記載される氏の振り仮名（本文④の規律）

本籍地の市区町村長が職権で氏名の振り仮名を戸籍に記載するに当たっては、住民票に記載されているふりがな情報を参考とすることを想定しているところ、戸籍の筆頭者と同籍者との間で住民票に記載されたふりがなが異なる場合も想定される。

戸籍における氏名の記載順序については、戸籍法第14条第1項において、「第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻」と規定されており、戸籍に記載される氏は戸籍の筆頭者の氏であり、氏の振り仮名は当該戸籍に記載された氏の読み方であることから、戸籍の筆頭者と同籍者との間で住民票に記載されたふりがなが異なる場合には、戸籍の筆頭者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載することとなると考えられる。

3 戸籍の筆頭者が除籍されている場合における氏の振り仮名の変更に係る届出人（本文⑥の規律）

職権記載された氏の変更の場面においても、氏の振り仮名の届出の場面と同様に、戸籍の筆頭者が除籍されている場合には、届出となる者がいないことから、他の在籍者による届出を認める必要がある。そこで、氏の振り仮名に係る届出人と同様に、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれも当該戸籍から除籍された者を除く。）が変更の届出をすることができることとすることを提案している。

4 戸籍法第137条の適用除外の要否

戸籍法第137条において、「正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。」と規定されているところ、これは、報告的届出につき、届出義務者がその届出を怠ると、これに対し過料の制裁が科されるものである（前掲「全訂戸籍法」474ページ）。

他方で、これまでの議論等を踏まえると、氏名の振り仮名の届出については、過料の対象とすべきではないものと考えられ、氏名の振り仮名の届出について戸籍法第137条の規定の適用除外とする旨の規定を設けることが考えられる。

もっとも、本文④の規律により、施行日から一定期間経過後は、本籍地の市区町村長が職権で氏名の振り仮名を記載することとすれば、届出義務を課すことによって届出を促す必要性は低いといえることから、本文①の規律において、届出義務を課さないこととしており、届出義務者でなければ、戸籍法第137条の適用により、過料を科されることはない。したがって、氏名の振り仮名の届出について戸籍法第137条の規定の適用除外とする旨の規定を設ける必要はないものと考えられる。

第3 氏名の振り仮名の変更に関する事項

1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

戸籍法に次のような規律を設ける。

- ① やむを得ない事由によって氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- ② 正当な事由によって名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

戸籍法第107条及び第107条の2の規律を次のように改める。

- ① 戸籍法第107条第1項の規定により氏を変更しようとするときは、氏及び氏の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の振り仮名を届け出なければならない。

- ② 戸籍法第107条第2項の規定により外国人配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から6か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の振り仮名を届け出ができる。
- ③ 戸籍法第107条の2の規定により名を変更しようとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならない。

(補足説明)

部会資料8においては、本文①から③までの規律のいずれにおいても、「変更後の」氏（又は名）及びその振り仮名を届け出るものとしていたところ、氏及びその振り仮名（又は名及びその振り仮名）の変更の効力は届出により生じるものであることから、表現を改めた。

なお、戸籍法第107条第2項の場合には、同じ外国人配偶者と再婚するような例外的な場合を除き、従前の戸籍に当該外国人配偶者の氏やその振り仮名が記載されていないことから、変更しようとする氏の振り仮名を届け出てもらう必要がある一方で、第107条第3項の場合は、従前の氏に復すことから、（経過措置の期間を除き）従前の戸籍に当該氏の振り仮名が記載されており、復する氏の振り仮名を届け出てもらう必要はないものと考えられる。また、日本人との離婚により復氏する場合（民法767条1項）についても、同様に、復する氏の振り仮名を届け出てもらう必要はなく、戸籍法に新たな規定を設ける必要はないものと考えられる。

以上